



島根県報

平成18年3月31日(金)
号外第31号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第29号)

1 規則の概要

地方税法及び島根県県税条例の一部改正等に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、軽油引取税に関する改正規定は、平成18年5月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第29号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第76条中「又は第13条」を削る。

第77条第3項中「規定する賦課期日」の次に「(道路運送車両法第13条第1項の規定による登録の申請があった場合は、当該登録の申請があった日。以下この項において同じ。)」を加える。

第80条第1項第4号中「(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)」を削り、同条第2項第1号中「徴収する場合」の次に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第151条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合において、道路運送車両法第13条第1項の規定による登録の申請があった場合 ア又はイに掲げる額のうちいずれか少ない額(第77条第3項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があった場合は、当該額に申請のあった月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から3月までの月数で除して得た額。ただし、法第150条第2項の規定により月割をもって課税するときは、当該額に申請のあった月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から当該消滅した月までの月数で除して得た額)

ア 税額の全額

イ 条例第47条第1項第1号イ(I)に相当する税額に納税義務が発生した月の翌月から3月(法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

第92条第1項第1号及び第2号中「営業」を「事業」に改める。

附則第8項中「第14項」を「第14項各号」に改める。

第27号様式その7表面中

3 / 100	円
---------	---

を

「

3 / 100	円
3.5 / 100	円

」に改め、同様式裏面中「家屋.....3%」を「住宅...

...3% 住宅以外の家屋.....3.5%」に改め、「100分の3」の次に「又は100分の3.5」を加える。

第30号様式表面及び第89号様式その1表面中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第182号様式中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第92条及び第182号様式の改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 新規則第89号様式その1は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。